相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第47号

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「9,500円」を「10,100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の19の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事 した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従 事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。